

北名古屋市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市内の飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、当該猫が一代限りの命を全うできるように地域で適正に管理することで飼い主のいない猫を原因としたトラブルの未然防止を図り、地域住民と飼い主のいない猫が共生することができる地域を目指すとともに、市民の良好な生活環境の確保に資するため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有又は占有の意思を持つ特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 不妊手術 オス猫の去勢手術又はメス猫の避妊手術をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域において不妊手術、給餌、トイレの設置及び排泄物の清掃を実施する等、一代限りの命を全うできるよう適正に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 前号に規定する地域猫を適正に管理する活動をいう。
- (5) 地域猫活動団体 3人以上(別世帯の者に限る。)の市民で構成され、前号に規定する地域猫活動を目的として結成した団体をいう。
- (6) 地域猫活動者 地域猫活動を個人で実施する市内在住の者をいう。
- (7) 管理者 地域猫を管理する者をいう。
- (8) 耳先カット 不妊手術が実施済であることを判別できるように、当該猫の片方の耳先をV字に切り取る処置をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、市内で地域猫活動を実施する地域猫活動団体又は地域猫活動者（以下「地域猫活動団体等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる飼い主のいない猫について、チケットを利用しようとする者は、チケット交付の対象外とする。

- (1) 里親に出すことを前提とした飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫
(登録)

第5条 チケットの申請をしようとする者は、事前に地域猫活動団体等登録申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者が地域猫活動団体である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体規約等活動目的及び活動内容が分かる書類
- (2) 構成員名簿

3 市長は、前2項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、地域猫活動団体等登録承認通知書（様式第2）又は地域猫活動団体等登録不承認通知書（様式第3）により、地域猫活動団体等に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 登録の承認を受けた地域猫活動団体等（以下「登録団体等」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体等登録事項変更届出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録団体等の代表者の氏名、住所又は連絡先
- (2) 登録団体名
- (3) 登録団体の構成員

2 届出者が登録団体である場合において、前項第1号又は第3号に変更が生じたときは、変更後の構成員名簿を添付しなければならない。

（登録の廃止）

第7条 登録団体等が地域猫活動を終了するときは、地域猫活動団体等登録廃止届出書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録団体等による地域猫活動の方法等が著しく不適當で

あると認めるときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体等登録取消通知書（様式第6）により通知するものとする。

（チケットの申請）

第9条 チケットを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第7）にさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用予定整理簿（様式第8）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請をしようとする者が地域猫活動団体である場合において、申請者と管理者が異なるときは、地域猫活動管理者届出書（様式第9）を添付しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請内容を審査し、チケットの交付が適当と認めるときは、交付を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（様式第10）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請内容を審査し、チケットの交付が不適当と認めるときは、不交付を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）不交付決定通知書（様式第11）により当該申請者に通知するものとする。

（チケットの交付）

第11条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）にチケットを交付するものとする。

（チケットの利用報告）

第12条 交付決定者は、不妊手術終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書（様式第12）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用簿（様式第13）
- (2) 手術を行った猫の写真（全体写真及び耳先カットが確認できる写真）
- (3) 地域猫活動の様子が分かる写真（給餌場及びトイレの設置状況の写真等）

(4) 活動場所の地図

(チケットの返却)

第13条 交付決定者は、利用しなかったチケットを前条に規定する報告の際に市長に返却しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、チケットの交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の内容を意図的に記載する等、不正な申請によってチケットの交付を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定によりチケットの交付決定を取り消した場合は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定取消通知書（様式第14）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりチケットの交付を取り消した場合において、既にチケットが交付されているときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）返還通知書（様式第15）により通知し、チケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

(免責)

第15条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故等について一切の責任を負わない。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。